機密保持契約書

(以下、「甲」という。)と　　　　　　　　　　(以下、「乙」という。)は、甲と乙間の取引(以下、「本取引」という。)に際し、乙が甲から情報を提供・開示を受けるにあたり、以下の通り機密保持契約(以下「本契約」という)を締結する。

第1条(機密情報の内容)

1. 本契約における機密情報とは、文書、Eメール、口頭その他媒体、手段、方法のいかんを問わず、本取引に際して甲が乙に機密情報である旨を示して開示するすべての情報及びこれに基づいて乙が作成した資料その他の情報をいい、「個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号、最終改正平成21年6月5日法律第49号)」第2条第l項に定める個人情報を含むものとする。なお、口頭で開示する情報は、甲が開示の日より30日以内に書面にて別途乙に通知した情報に限り機密情報として扱うものとする。

2. 以下各号のいずれかに該当することを乙が申に対して証明しうる場合は、当該情報は第1項に定める機密情報として取り扱われないものとする。

(1) 開示された時点で、既に公知となっていたもの

(2) 開示された後で、乙の責に帰すべき事由によらず公知となったもの

(3) 開示された時点で、既に乙が適法に保有していたもの

(4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に開示されたもの

第2条(使用の目的制限)

乙は、機密情報について、また本取引の実施に係る目的(以下、「本目的」という。)以外

の目的にはこれを使用することができないものとする。

第3条(機密情報の保持)

乙は、機密情報について厳に機密を保持し、以下に掲げる場合を除き、甲の事前の書面による承諾なき限り、機密情報を開示、漏洩しないものとし、甲の事前の書面による承諾を得て第三者に機密情報を開示する場合であっても、下記第(3)号に掲げる場合を除き、当該第三者をして本書において乙が負うものと同等の秘密保持義務を負わせるとともに、当該第三者においてその秘密保持義務の違反があった場合には当該違反に関して甲に対して直接責任を負うものとする。

1. 乙の取締役、執行役、従業員(総称して、以下「役職員」という。)に対して機密情報

を開示する必要がある場合(但し、本件の実施のために必要最小限の範囲で開示する場

合に限る。)

(2) 弁護士、税理士、公認会計士その他のアドバイザリーに対して本件の検討のために機密

情報を開示する必要がある場合

(3) 法令の定めに基づき、裁判所その他の公的機関から強制力のある命令ないし要求によっ

て開示を求められた場合

第4条(複写、改変及び転記)

乙は、機密情報について、甲の事前の書面による承諾なき限り、これを複写、改変又は転記しないものとする。なお、複写、改変又は転記した場合は、その複写物、改変物及び転記物についても本契約に定める機密情報とみなす。

第5条(報告義務及び損害拡大防止措置)

l. 乙の故意または過失にかかわらず、機密情報が本目的の範囲を超えて利用され、または、第三者に対して漏洩されるおそれがある場合、乙はその旨を直ちに甲に対して報告しなければならない。

2. 前項の場合、乙は、自らの責任と負担において、機密情報の漏洩範囲が拡大しないよう必要な措置を講じ、かつ、機密情報の回収及び甲の信用回復等必要な措置を直ちに講じなければならない。

第6条(機密情報の返還、破棄)

乙は、甲の求めがあった場合にはいつでも、機密情報及び機密情報が記載又は記録された一切の書類その他の媒体について、法令に反しない限り、速やかに返還または破棄するものとする。

第7条(損害賠償)

乙がその責めに帰すべき事由により本契約に違反したときは、甲はこれによって被った損害の賠償を請求することができる。

第8条(反社会的勢力に関する表明保証)

l. 甲及び乙は、相手方に対し、自己が暴力団、暴力団関係企業・団体その他反社会的勢力(以

下、「反社会的勢力」という)ではないこと、反社会的勢力の支配・影響を受けていないこ

と、及び、自身の知る限り各々の役員、従業員、関係者等が反社会的勢力の構成員又は

その関係者ではないことを表明し、保証する。

2. 甲及び乙は、相手方が前項の表明・保証に違反したときには、本契約、甲及び乙間で今後締結する全ての契約において、何らの通知・催告その他の手続きを要せずに、直ちに解除することができる。

第9条(有効期間)

本契約の有効期間は、本契約締結日から〇年間とする。ただし、第6条、第7条及び本条乃至第11条は、本契約の終了後も有効に存続する。

第10条(誠実協議)

甲及び乙は、本契約に規定のない事項及び本契約の条項に関して疑義が生じた場合、誠意をもって協議し、解決する。

第11条(準拠法・管轄)

本契約は日本法を準拠法とし、本契約に関して紛争が生じたときは、さいたま地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上、本契約成立の証として本契約書2通を作成し、甲・乙記名捺印のうえ各1通を保管する。

○○年○○月○○日

甲：

乙：